

経営Q&A

回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経營業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様への支援

～⑤「事業復活支援金」申請のポイント～

Question

当社は、一昨年以降の新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が大きく減少した中小事業者です。「事業復活支援金」という支援制度があるそうですが、当社もこの給付を受けられる可能性があるのでしょうか。その概要や一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

「事業復活支援金」は、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた中小法人・個人事業主に、地域・業種を問わず事業の継続・回復を支援する国の事業です。

対象者は、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）です。

給付額は、個人事業主が最大50万円、法人が最大250万円です。法人については基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む、事業年度の年間売上高によって給付額が決定されます。

上記の対象となる事業者の皆様は、この支援金を申請できる可能性があります。この支援金の申請には、登録確認機関による事前確認が必要ですが、昨年、一時支援金や月次支援金を受給された方については、事前確認が不要となります。

はじめに

長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの事業者が多大な影響を受けておられます。こうした中、中小企業庁で新たに「事業復活支援金」が創設されました。要件に該当する事業者の皆様におかれましては、支援金を事業の継続及び回復にご活用頂くことを願っております。なお、内容は変更になることがありますので、申請を検討される皆様におかれましては、最後に紹介する WEB サイトにおいて、最新情報をご確認くださいませようお願いいたします。

行政書士はこの「事業復活支援金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次の WEB サイトから検索して頂くことができます。

□行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

事業復活支援金の概要

事業復活支援金の給付対象事業者、給付額、給付上限額及び申請期間は次の通りです。

1) 給付対象事業者

①	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
②	上記①の影響を受けて、 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、 2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（以下、「基準月」という） の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

2) 給付額

給付額 = 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

※「基準期間」とは、基準月を含む次のいずれかの期間 → 「2018年11月～翌年3月」、
「2019年11月～翌年3月」、「2020年11月～翌年3月」

※「対象月」とは、「2021年11月～2022年3月」のいずれかの月

3) 給付上限額

売上高減少率	個人 事業者	法人（基準月を含む事業年度の年間売上高）		
		1億円以下	1億円超～5億円	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

4) 申請期間

申請期間 2022年1月31日（月）～5月31日（火）

手順（４） 事業復活支援金事務局に申請

手順（１）でアカウントの申請・登録をした「マイページ」からオンライン申請します。

※ オンライン申請にあたり、GビズIDアカウントは不要です。

手順（４）-1 申請に関わる基本情報等を入力

□入力する主な基本情報等は次の通りです。

基本情報（法人名/屋号、住所、氏名、連絡先等）、口座情報、売上情報（基準期間の事業収入および対象月の事業収入（1円単位まで記載）等）

手順（４）-2 必要書類の添付

□添付する資料は次の通りです（この他に、書類の提出が求められる場合があります。）。

- ① 確定申告書類の控え
： 收受日付印又は e-Tax の受信通知（メール詳細）があるもので、かつ 2019 年(度)、2020 年(度)及び選択する基準期間を全て含むもの
 - ② 対象月の売上台帳等
 - ③ 履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）
 - ④ 通帳（振込先が確認できるページ）
 - ⑤ 宣誓・同意書
- ※ 次の⑥～⑧の書類は、一時支援金・月次支援金の既受給者や、登録確認機関と継続支援関係がある場合には添付不要です
- ⑥ 基準月の売上台帳等
 - ⑦ 基準月の売上に係る 1 取引分の請求書・領収書等
 - ⑧ 基準月の売上に係る通帳等

手順（４）-3 申請ボタンを押下

申請手順は以上です。お疲れさまでした。

オンライン申請が困難な場合

事業復活支援金の申請方法は「オンライン申請」のみです。オンライン申請が困難な方は、事務局が設置する申請サポート会場にて、補助員によるサポートをご利用頂くことも出来ます。

行政書士に申請手続きをご依頼頂く場合

行政書士は、この「事業復活支援金」の申請をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。

□お近くの行政書士は、次の WEB サイトから検索して頂くことが出来ます。

➡ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>（再掲）

(参考) 事業復活支援金に関する WEB サイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。申請を検討される皆様におかれましては、詳細については、是非とも次の WEB サイトでもご確認をお願いいたします（小稿も、これらのサイトを参照して作成しました。）。困難な社会状況が続いていますが、事業者の皆様のご発展を、心よりお祈り申し上げます。

■事業復活支援金事務局公式 HP（再掲）

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

■詳細資料＜経済産業省＞

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

■登録確認機関（再掲）

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

■申請要領

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/downloads/category.html#shinsei>

《執筆者紹介》

石原 静（いしはら しずか）

平成 7 年 12 月 行政書士登録

令和元年 7 月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経營業務部 企業支援部門部員

令和 3 年 5 月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ： <https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索： <https://www.gyosei.or.jp/members-search/>